

不服審査会規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という。）が、処分規程第9条2項に基づいて設置する不服審査会について定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 不服審査会は、処分に対する不服申立てに関することを所掌する。

(委員)

第3条 不服審査会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 委員 若干名
- 2 委員長は、本連盟の理事長が任命する。
 - 3 委員は、本連盟の理事、監事及び弁護士等の法律に精通した学識経験者から、委員長が理事会の承認を得て任命する。但し、委員の中には、本連盟の外部の学識経験者が少なくとも1名任命されなければならない。
 - 4 当該事案に利害関係を有する者は委員となることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命日より開始し、不服申立審査の終了と共に終了する。但し、再任を妨げない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 本規程は令和2年4月1日より施行する。